

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 43 件

国民年金関係 15 件

厚生年金関係 28 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 44 件

国民年金関係 18 件

厚生年金関係 26 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 58 年 4 月まで  
② 平成元年 4 月から 2 年 3 月まで

申立期間①の半年ほど前に夫が亡くなり、遺族年金を受けていたが、年金の大切さを実感していたので、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していた。申立期間②は、保険料を納付していたはずであるが、免除期間となっていた。申立期間①は未納とされていることに、申立期間②は免除期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 56 年 3 月にその夫が亡くなった際、年金の大切さを実感したため、国民年金に任意加入し、同期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は申立期間前の 56 年 5 月に国民年金に任意加入し、申立期間①直前の 57 年 6 月まで保険料が納付済みとなっている上、申立人の国民年金手帳には申立期間当初の 57 年 7 月に A 市（現在は、B 市）に住所変更した記録が確認でき、転居先の A 市でも納付書が届いていたと推認され、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

2 申立期間②について、申立人は、C 市役所 D 支所で国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、平成元年 4 月 28 日に国民年金保険料の免除申請がなされ、申立期間を含む同年 4 月から 2 年 3 月までが、同年 11 月 22 日に申請免除期間と認められており、申立期間の申請免除に関する記録に不適切な取扱いがあった形跡はみられない。

また、申立期間②の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 5 月に A 市において住み込みで働き始め、同年 6 月ころに、自身で国民年金の手続をした。49 年 5 月には A 市へ転居し、同年 \* 月 \* 日で 20 歳になったときに、勤め先の主人でもある伯父から国民年金への加入を勧められたので、そう記憶している。保険料は、郵送されてきた納付書に現金を添え、会社に来た金融機関の集金人に渡していた。金額は、3 か月分で数千円であったと記憶している。それなのに、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 50 年 4 月以降、国民年金加入期間に未納は無く、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に払い出されており、払出時点からすると申立期間は過年度納付が可能であり、10 か月と短期間である申立期間を納付しなかったとする特段の事情も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

ねんきん特別便で自分の国民年金保険料の納付月数が 6 か月少ないことに気付いた。30 歳を過ぎて経済的にも余裕ができ、老後の年金を多くしたいと思い国民年金に任意加入した。自転車に乗って市役所に行き加入手続をして 2 か月分の保険料を納付した。その後は郵送されて来た納付書により A 銀行 B 支店で 3 か月ごとに現金で保険料を納付していた。昭和 51 年 10 月からはパートを始め、給料が振り込まれる銀行預金口座から保険料を自動振替で納付していた。

申立期間が未納となっていることが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「30 歳を過ぎたころ、老後の年金を少しでも多くしたいと思い国民年金に任意加入し、加入手続をした際に 2 か月分の保険料を納付した。その後は A 銀行 B 支店で 3 か月ごとに納付し、昭和 51 年 1 月からは口座振替により納付していた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が 31 歳のころの 50 年 11 月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できること、及び C 市の被保険者名簿により申立人が口座振替により保険料を納付していることが確認できることから、申立内容に信ぴょう性が認められる。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、国民年金加入期間中は申立期間①及び②を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化はみられないことから、それぞれ3か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 43 年 3 月まで

昭和 39 年に亡き夫が国民年金任意加入手続をしてくれ、最初のころは亡き夫が国民年金保険料を納付し、申立期間当時は私が A 区役所又は同区出張所で納付していた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 2 月に国民年金に任意加入し、60 歳に至るまで申立期間を除き保険料を完納しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間直後の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの 24 か月分の国民年金保険料が第 1 回特例納付により納付されていることが確認できるところ、特例納付が開始された 45 年 7 月の時点では、申立人が 60 歳まで納付した場合に老齢基礎年金の受給要件に不足する月数は 3 か月のみであり、24 か月を特例納付する必要はないことを踏まえると、申立人は、特例納付した時点で未納期間であったすべての期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、特例納付した場合、特例納付保険料は、先に経過した月から順次充当することになっており、申立期間が未納となっていれば、その期間に充当されるはずである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、A 町に転居してから将来のことを考え B 地の実姉に相談したところ、今なら 10 年間さかのぼって保険料を納付できると聞き、妻と一緒に旧 A 町役場（現在は、B 市）に行って国民年金に加入し、職員に未納期間の保険料を算定してもらって、私と妻の保険料を合わせて約 17～18 万円の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の姉に国民年金の加入を強く勧められ、今なら 10 年間さかのぼって保険料を納付できると聞き、大家から借り入れた 20 万円に手持ちの資金 10 万円を加えた 30 万円を持参して、A 町役場に申立人の妻と一緒に行って加入手続をするとともに、夫婦二人分の保険料約 17～18 万円を納付し、10 万円も余ったので喜んだのを覚えているとしているところ、申立人の姉は国民年金の加入をしつこく勧めたとしており、大家もお金を貸した時期は覚えていないが名刺 2 枚の裏に借用内容を記載し、40 万円を貸して後日返してもらった記憶があるので律儀な人であると証言している。

また、申立人は、国民年金保険料を納付する際、保険料を計算してくれた A 町の担当者が郵便局で納付できるが窓口で納付すれば台帳に間違い無く記録整理するので心配が無いと言われ、その場で夫婦二人分の保険料 17～18 万円を納付したとしているところ、申立人が国民年金の加入手続をした時点で、申立期間の納付に必要な保険料は、現年度保険料 3 万 3,600 円（1,400 円×12 月×2 人）、過年度納付保険料 3 万 3,000 円（1,100 円×15 月×2 人）、特例納付保険料として、申立人 7 万 200 円（900 円×78 月）、申立人の妻 4

万 3,200 円 (900 円×48 月) の合計 18 万円となり、申立人がまとめて納付したと主張する額におおむね一致する。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、前納や口座振替での納付及び付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの期間及び47年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年1月から45年3月まで  
② 昭和47年4月から51年3月まで

私は、結婚後、A町に転居してから将来のことを考え、国民年金のことを主人の姉に相談したところ、今なら10年間さかのぼって保険料を納付できると聞き、夫と一緒にA町役場（現在は、B市役所）に行き、職員に未納期間の保険料を算定してもらって、私と主人の保険料を合わせて約17～18万円納付した。申立期間が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫の姉に国民年金保険料を納付するよう強く勧められ、今なら10年間さかのぼって保険料を納付できると聞き、大家から借り入れた20万円に手持ちの資金10万円を加えた30万円をもって、A町役場に申立人の夫と一緒にいった際、夫婦二人分の保険料約17～18万円を納付し、10万円も余ったので喜んだのを覚えているとしているところ、申立人の夫の姉は保険料の納付をしつこく勧めたとしており、大家もお金を貸した時期は覚えていないが名刺2枚の裏に借用内容を記載し、40万円を貸して後日返してもらった記憶があるので律儀な人であると証言している。

また、申立人は、国民年金保険料を納付する際、保険料を計算してくれたA町の担当者が郵便局で納付できるが窓口で納付すれば台帳に間違い無く記録整理するので心配が無いと言われ、その場で夫婦二人分の保険料17～18万円を納付したとしているところ、申立人の夫が国民年金の加入手続をした時点で、申立期間の納付に必要な保険料は、現年度保険料3万3,600円（1,400円×12月×2人）、過年度納付保険料3万3,000円（1,100円×15月×2

人)、特例納付保険料として、申立人4万3,200円(900円×48月)、申立人の夫7万200円(900円×78月)の合計18万円となり、申立人がまとめて納付したと主張する額におおむね一致する。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、前納や口座振替での納付及び付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、年金問題で自分の納付記録が心配になり社会保険事務所に相談したところ、未納期間があることが分かった。申立期間の国民年金保険料は、一括で納付してきたことを覚えている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立期間の前後の納付状況をみると、申立期間前の昭和 47 年 1 月から 49 年 3 月までの保険料を 49 年 5 月 28 日に過年度納付、申立期間後の 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を 51 年 5 月 6 日に過年度納付しているなど、申立期間前後の保険料を過年度納付していることから、申立期間も過年度納付したものと推認される。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、平成 14 年以降は口座振替で保険料を納付するなど納付意識は高い上、国民年金加入期間 40 年間のうち、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間は、12 か月間と短期間である

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

夫が退職後に自営業を始めたときに国民年金の加入手続をした。そのときに自分の分も一緒にしてくれたはずであったが、私の分の手帳はなかなか来なかった。それから約 1 年後に市役所から加入手続通知が来たので、市役所へ行き自身で加入手続をした。そのときにそれまでの分を一括納付するよう言われたため、A 金庫 B 支店で保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の加入手続より約 1 年後に加入勧奨の通知が来て、自分の加入手続をすることになったとしているところ、夫の年金手帳は昭和 48 年 7 月 14 日に発行され、申立人の年金手帳は 49 年 9 月 21 日に発行されていることが、申立人及びその夫が所持する年金手帳から確認できること、及び申立人は加入手続時の状況を具体的に申述していることから、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高さがうかがわれ、かつ、加入手続が行われた時点で申立期間は過年度納付が可能であることから、納付意識の高い申立人が 9 か月と短期間である申立期間を納付したとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 51 年 4 月に結婚した際に私の母から勧められたので国民年金に任意加入し、毎月、保険料をきちんと納付してきた。申立期間のみ未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に国民年金に任意加入して以降 60 歳まで申立期間を除き未納期間は無く、申立人の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、申立期間当時は口座振替により国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人が所持する昭和 54 年の家計簿に、翌年に控えた引っ越しのための準備として金融機関の国民年金口座振替の解約を 55 年 3 月に行うとの記述があることから、当時申立人は口座振替により保険料を納付していたと推認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料を納付している申立人が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から同年 8 月まで

妹が結婚後に国民年金に加入していて、その話を聞き自分も昭和 52 年 2 月に A 市役所で国民年金に任意加入した。保険料納付が負担に感じたため、その年の 9 月には国民年金を辞めた。最初の 1 か月分の保険料は市役所窓口で払い、それ以降の分は当時の B 銀行 C 支店で納付した。未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妹が国民年金に加入済みであったため、その話を聞いて自分も国民年金に任意加入したとしているところ、社会保険庁の記録から妹が昭和 49 年 4 月 8 日に国民年金に任意加入していることが確認できること、申立人は加入手続及び納付状況について具体的に申述していることから、申立内容に不自然さはない。

また、国民年金に任意加入していながら、7 か月と短期間である申立期間を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から58年3月まで  
② 昭和58年10月から同年12月まで

昭和49年に病気のため、それまでの職場を辞めたが、通院しなければならなかったため、国民健康保険に加入手続をした。そのときに将来のためにと国民年金にも同時に加入手続をした。銀行で保険料を納付した記憶があり、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、銀行で納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間②前後は3か月ごとに過年度納付していることが社会保険庁の記録から確認でき、3か月と短期間である申立期間②を納付しないとするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は国民健康保険に加入手続をしたのと同時に国民年金に加入したとしているが、A市の国民健康保険への加入記録を見ると、昭和57年10月13日に他保険の資格喪失により加入していることが確認できることから、申立人の申述と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年6月ころに払い出されていることが、申立人の前後に払い出された任意加入者の資格取得日から推認でき、払出時点からすると申立期間①は時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述により、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を汲み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで

私が 20 歳になった昭和 43 年\*月ころ、A 村役場から国民年金の加入通知が来たので父が役場で加入手続をし、結婚後の申立期間当ても集落単位の納税組合に家族 4 人分の保険料を支払っていた。父母と妹は納付済みになっているのに私だけが未納になることは考えられない。

当初昭和 48 年 1 月から同年 3 月までも未納になっていたが、領収書があったため納付記録が訂正された。領収書が無いことだけを理由に未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年\*月ころ、A 村役場（現在は、B 市役所）から国民年金加入通知書が送られてきたため、その父が村役場で加入手続をし、その後の国民年金保険料は集落単位で組織された納税組合へ家族 4 人分の保険料を納付したとしているところ、一緒に納めていたとするその父母及び妹は納付済みであり、申立内容には信憑性<sup>びよう</sup>が認められる。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入中に未納期間が無く、家族の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、制度発足以来 60 歳まで完納しており納付意識は高かったと考えられることから、9 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に近接する昭和 48 年 1 月から同年 3 月までについては、国民年金保険料通知書兼領収書を所持していたことから、未納から納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私の国民年金は、私の父が加入手続をしてくれ、保険料も父に納付してもらっていた。ねんきん特別便を見て昭和49年1月から同年6月までの期間が未納となっていることが分かったが、実家の父から渡された年金手帳や領収書の中に49年4月から同年6月までの期間の領収書がありA社会保険事務所に申し出て記録の訂正をしてもらった。49年1月から同年3月までの分の領収書は無いが、父からは納付したと聞いていたので、申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金保険料を納付していたとして、申立期間直後の昭和49年4月から同年6月までの期間について、申立人がその父から渡されて所持していた領収証書により納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められることから、申立期間についても事務誤りにより未納の記録とされた可能性も否定できない。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 35 年 5 月ころ私の義父が「国民年金に入ったぞ」と言っていたことを覚えている。ちょうどその年の 5 月 \* 日に長男を出産したばかりであったので記憶に残っている。店の切り盛りは義父が実権を持っていて、私自身は年金についても具体的なことは知らされず、年金手帳も義父が他界した平成 2 年になって初めて自身で持つようになった。申立期間当時私たち夫婦と両親は一緒に寿司店を営んでおり、義父が義母の保険料を納付しながら、私たち長男夫婦の保険料を 2 年もの間未納とするはずはない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が、申立人の義母、申立人の夫及び申立人の 3 人の国民年金の加入手続を同時に行ったとしているところ、義母、夫及び申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 11 月ころ同時に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の申立てに不自然さはみられない。

また、申立人の義父が、申立人及びその夫と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその義母は、申立期間の保険料をさかのぼって納付していることが社会保険事務所の特殊台帳から確認できることから、義母と一緒に申立人の加入手続をしたその義父が申立人の保険料について納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から51年3月まで

昭和47年11月に妻と二人でA店をB市で創業したが、個人商店であったことから厚生年金保険の適用事業所の届出をしないでいたところ、取引先であったC銀行D支店の集金担当者から国民年金及び国民健康保険に加入することを教わり、51年4月に株式会社Eを設立して厚生年金保険に加入するまでの期間、妻が集金担当者に夫婦二人分の国民年金保険料を渡して納付しており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月にB市においてA店を創業してから51年4月に株式会社Eを設立して厚生年金保険に加入するまでの期間は、C銀行D支店の集金担当者に申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を渡して納付してきたとしているところ、社会保険庁の記録によれば、i) 申立人の国民年金手帳記号番号はF市で46年6月11日に夫婦連番で払い出されていること、ii) その後転居したB市に申立人及びその妻の被保険者記録が保存されており、申立人の43年5月から47年3月までの期間及び妻の47年4月から51年3月までの期間の納付記録のあることが確認される。

一方、社会保険庁に申立人の妻の被保険者記録は保存され申立期間に係る妻の保険料納付については確認されるものの、申立人の被保険者記録は保存されておらず、台帳保管と記載されているG社会保険事務所に申立人及びその妻の特殊台帳も保存されておらず、申立人の記録が確認できないことから、行政機関における年金記録が一致しておらず、記録管理に不手際が認められる。

また、申立期間に係る妻の保険料は納付されていることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、C銀行は、「国民年金保険料は社内では税金と同様の扱いであり、納付書があれば扱っていたと思う。」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：B）における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和63年11月30日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額記録については、63年11月から平成元年12月までは34万円に、2年1月から同年3月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から平成 2 年 4 月 1 日まで

私は、有限会社Aに昭和 57 年 10 月 1 日から平成 2 年 10 月 30 日まで継続して勤務していた。申立期間の 17 か月についても厚生年金保険料を給与から控除されていたが、事業主が社会保険事務所に納付していなかったことが分かった。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。なお、事業主も保険料を給与から控除していたことを認めている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び同僚の供述により、申立人は有限会社Aに申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の代表取締役は、同代表取締役が署名・押印した念書を提出しており、申立期間に申立人から厚生年金保険料を控除し社会保険事務所に納付していなかった旨を認めている。

さらに、申立人が提出した給与支給明細書により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録によれば、有限会社A（事業所整理記号：

C) は、昭和63年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているものの、同月25日にさかのぼり同一所在地において同一名称で事業主も同じである適用事業所（事業所整理記号：B）となっており、同一事業所でありながら新たな適用事業所としていることが確認できる。

これらのことから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：B）における被保険者資格取得日を昭和63年11月30日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額により、昭和63年11月から平成元年12月までは34万円、2年1月から同年3月までは30万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る保険料を納付していない旨を供述しており、事業主が申立人に係る資格取得日を平成2年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年11月から平成2年3月までの保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年10月11日、資格喪失日を41年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、40年10月は1万8,000円、同年11月及び同年12月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。A株式会社に昭和40年10月に入社し、同社D工場の開設準備をした。辞令や当該期間の給与明細書もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和40年10月11日付けの「D工場E長を命ぜる。」の辞令により、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる上、事業主も申立人の入社は同年10月11日であると回答している。

なお、申立人は、入社当時、同社D工場に事務所は無く、同社C支店において給与計算等の手続をしていたと供述している。

また、社会保険事務所の記録によると、同社D工場は、昭和41年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同日付けで資格取得した被保険者のうち、複数の社員が同社C支店から異動してきていることが、同社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者原

票により確認できる。

さらに、申立人が提出した昭和 40 年 10 月から同年 12 月までの給与明細書により、総支給額は、同年 10 月は 3 万 138 円、同年 11 月は 5 万 7,300 円、同年 12 月は 5 万 9,620 円であること、及びこれらの給与から控除されている厚生年金保険料は、同年 10 月は 525 円、同年 11 月及び同年 12 月は 1,540 円であることが確認できる。

したがって、申立人の A 株式会社 C 支店における資格取得日を昭和 40 年 10 月 11 日とし、資格喪失日を 41 年 1 月 1 日とすることが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額は、昭和 40 年 10 月は 1 万 8,000 円に、同年 11 月及び同年 12 月は 5 万 6,000 円にすることが必要である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 10 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を平成5年4月から同年9月までは50万円、同年10月から6年11月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年12月21日まで  
ねんきん特別便を受け取ったときに社会保険事務所に話を聞きに行き、株式会社Aで勤務していたときの標準報酬月額が、同社を退職した日に、平成5年4月までさかのぼって引き下げられていることがわかった。  
勤務していたときの給料の支払明細書を保管しているので、調査して元の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）では、当初、平成5年4月から同年9月までは50万円、同年10月から6年11月までは53万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日（平成6年12月21日）に、申立人の申立期間に係る当該事業所における標準報酬月額は、遡<sup>そきゅう</sup>及して5年4月から同年9月までは50万円から8万円に、同年10月から6年10月までは53万円から8万円に、同年11月は53万円から9万2,000円に減額した訂正がされていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成5年4月から同年9月までは50万円、同年10月から6年9月まで及び同年11月は53万円と確認でき、給与支払明細書の無い同年10月の標準報酬月額については、申立人が提出した同年の11か月

分の給与支払明細書と同年分の給与所得の源泉徴収票から算出した保険料控除額に見合う53万円と推認することができ、これらの標準報酬月額、社会保険庁における当初の記録と合致している。

さらに、申立人の資格喪失日に、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚20人のうち、申立人を含む4人の標準報酬月額が、同日付けで遡及<sup>そきゆう</sup>して減額訂正がされているが、この訂正処理により、平成5年8月4日付け及び6年9月14日付けの2回の定時決定が取り消されている。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当委員会からの照会に対して後継の事業主からの協力が得られず、かつ、社会保険事務所には滞納処分票等が保存されていないことから、当該事業所に係る保険料の滞納について確認をすることができないが、同僚が、社会保険事務所から滞納保険料の納付督促がされていたと供述しており、当該事業所には保険料の滞納があったことがうかがわれる。

一方、申立人は、株式会社Aの登記簿謄本に取締役として登記された事実が認められない上、前述した源泉徴収票の役職名に「B」と記載されていること、複数の同僚が「申立人は、C長として写真製版や営業に従事し、厚生年金保険の事務に関与していなかった」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及<sup>そきゆう</sup>による記録訂正の処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年4月から同年9月までは50万円に、同年10月から6年11月までは53万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立人の株式会社Aにおける資格取得日は、昭和30年7月2日、資格喪失日は31年11月2日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、昭和30年7月から31年7月までは1万6,000円、同年8月から同年10月までは1万8,000円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間⑤のうち昭和40年12月に係る厚年年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB株式会社C工場における資格取得日に係る記録を同年12月24日に、資格喪失日に係る記録を41年1月1日に訂正し、40年12月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和40年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年4月6日まで  
(D株式会社)  
② 昭和20年4月1日から同年8月15日まで  
(株式会社E)  
③ 昭和23年8月12日から24年4月30日まで  
(株式会社F)  
④ 昭和30年7月2日から31年11月2日まで  
(株式会社A)  
⑤ 昭和40年12月24日から41年2月12日まで  
(B株式会社C工場)

私は、申立期間①から⑤までについては、それぞれの会社に勤務していたので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は申立期間④において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名、同一生年月日で、かつ、厚生年金保険被保険者番号が同一で申立人が主張する昭和30年7月2日に資格を取得し31年11月2日に資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できたところ、同僚の供述により申立人と同姓同名の者はいなかったことも確認できたことから、申立人が申立期間④において同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、当該未統合の申立人の厚生年金保険被保険者記録から、昭和30年7月から31年7月までは1万6,000円、同年8月から同年10月までは1万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間⑤について、申立人が所持する昭和40年11月から41年2月までの給与支払明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がB株式会社に継続して勤務（昭和40年12月24日付けでB株式会社G工場から同社C工場に転勤）していたことが認められる上、事業主の供述により、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していたと認められる。

また、社会保険事務所の記録によれば、B株式会社C工場は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、適用事業所となった時点で被保険者が34人であったこと、及び事業主は事務上の遅延により新規適用事業所の届出が遅れたと供述していることから、申立期間⑤において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

しかしながら、上記給与支払明細書により、申立期間⑤のうち、昭和40年12月の厚生年金保険料については事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、41年1月分については控除されていないことが確認できる上、ほかに申立内容の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、昭和40年12月分の標準報酬月額については、同年12月分の給与支払明細書の控除保険料額から、6万円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、B株式会社C工場は申立期間⑤において適用事業所となっていないことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人は、政府管掌健康保険被保険者資格については、社会保険事務所が保管するD株式会社（現在は、H株式会社）I工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和18年7月1日に資格を取得し、19年8月31日に資格を喪失していることが確認できるが、厚生年金保険被保険者資格については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳索引簿により、資格取得日は19年6月1日であることが確認できる。

また、申立期間①は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）に基づく被保険者期間であるが、申立人は「申立期間に当該事業所においての職種は事務職であった」と供述していることから、男子筋肉労働者を対象とする労働者年金保険の被保険者資格を有していなかったものと認められる。

さらに、事業主は「当時の資料が無いため確認できないが、申立人は臨時雇用であったと思われる。」と供述している上、照会した複数の同僚からも申立人に係る具体的な供述は得ることができなかった。

- 4 申立期間②について、J学校（現在は、K大学）の入学許可書及び卒業証明書並びに申立人の勤務実態に関する供述内容により、申立人が勤労働員学徒として株式会社Eに勤務していたことはうかがわれる。しかしながら、J学校では、勤労働員学徒に関する資料は保存しておらず、社会保険事務所が保管している株式会社Eの健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を確認しても、申立人の加入記録は無い。

また、当該事業所へ照会したが、「当時の人事記録等の資料が無いため確認できない。」との回答であり、上記被保険者名簿から照会した複数の同僚からも回答が得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見いだせなかった。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは、「記憶に無い。」と供述している。

なお、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険の被保険者には該当しない取扱い

となっている。

- 5 申立期間③について、社会保険事務所が保管する株式会社Fの健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により、申立人が昭和23年5月1日に被保険者資格を取得して、同年8月12日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、商業登記簿謄本を確認したところ、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主も亡くなっており、申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、複数の同僚に対し照会を行ったが、申立人に係る具体的な供述は得ることができなかった。

- 6 このほか、申立期間①、②、③及び⑤のうち、昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA所における資格取得日は昭和49年12月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和49年12月から50年6月までは15万円、同年7月から同年11月までを18万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月16日から50年12月16日まで  
② 昭和50年12月16日から51年3月20日まで  
社会保険庁の記録では、A所における資格取得日が昭和50年12月16日となっている。実際には、昭和49年12月16日にB株式会社からA所に異動しただけで、A所に51年3月20日まで継続勤務していたので、上記期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。  
また、昭和50年12月から51年2月までの標準報酬月額が、15万円と記録されているようだが、18万円が正しいと思うので、訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、企業年金連合会から提出を受けた中脱記録照会（回答）、雇用保険の加入記録、C年金基金の加入記録、株式会社D所及びE年金基金が保管する申立人に係るB株式会社における厚生年金基金加入員資格喪失届並びにA所における同資格取得届から判断すると、申立人がA所に継続して勤務し（昭和49年12月16日にB株式会社からA所へ異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人が昭和49年12月16日にB株式会社で同基金加入員資格を喪失し、同日にA所で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E年金基金に照会したところ、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していたと考えられる」旨の回答があった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年12月16日に申立人のA所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のE年金基金の加入記録等から、昭和49年12月から50年6月までは15万円、同年7月から同年11月までは18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、企業年金連合会から提出を受けた中脱記録照会（回答）及びE年金基金の加入記録から判断すると、申立人がA所に申立期間②に継続して勤務し、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）に相応する厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、E年金基金に照会したところ、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していたと考えられる」旨の回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は18万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月11日から40年8月25日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和37年1月11日に訂正し、同年1月から40年7月までの期間の標準報酬月額については、37年1月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から39年9月までは2万6,000円、同年10月から40年7月までは3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月21日から同年12月1日まで  
② 昭和35年12月20日から40年8月25日まで

B社会保険事務所で株式会社Aに勤務した昭和35年9月21日から同年12月1日までの期間及び同年12月20日から40年8月25日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答であった。

昭和35年12月\*日の結婚披露宴直前の同年11月30日に独立するつもりで株式会社Aを退職したが、条件が合わないので独立をあきらめてかつての取引先でアルバイトをしている時に、昔の同僚に「独立しないのなら会社に戻らないか。」と誘われ、同社の社長に挨拶をして同年12月20日から勤務を始めた。

昭和40年11月\*日に株式会社Aの勤務者で初めてC市長、D所会頭及びE連合会会長の3者連名の勤続11年の表彰状をもらっており、58年12月31日に退職するまで、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていたことから納得できないので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、株式会社Aにおいて昭和31年

2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、35年9月21日に資格を喪失後、40年8月25日に同社において再度資格を取得しており申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

しかし、株式会社Aの事業主及び同僚は「申立人は、同社に勤務していた(勤務期間は、不明)。」と供述しているものの、雇用保険の加入記録によれば申立人が昭和37年1月11日から40年8月25日までの期間に継続して勤務していたことが確認される。

また、株式会社Aの事務を担当していた役員は、「厚生年金保険の保険料の給与からの控除については、記録が保存されておらず不明。」と供述しているものの、「社長も私も厚生年金保険料を控除されており、控除されない人はいなかったはずだ。」と供述している上、同社に申立期間②に申立人と一緒に勤務して「申立人は、一度退職したが、再び勤めるようになった。」と供述した同僚を含めて継続して勤務していた7人全員の厚生年金保険の被保険者記録は勤務期間と一致していることから、申立人は昭和37年1月11日から40年8月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和37年1月11日から40年8月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、昭和37年1月11日から40年8月25日までの期間の標準報酬月額について、社会保険事務所における申立人の1年後に株式会社Aに勤務した同僚の記録から、37年1月から同年9月までの期間は1万8,000円、同年10月から39年9月までの期間は2万6,000円、同年10月から40年7月までの期間は3万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者記録の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和35年12月20日から37年1月11日までの期間については、株式会社Aの事業主及び同僚は「申立人が同社に勤務していた(勤務期間は、不明)。」と供述しているものの、40年以前の雇用保険の加入記録は、電子化されていないことから申立人の当該期間の勤務について確認することができず、当該期間の厚生年金保険料の控除について事業主は、「記録が保存されておらず不明。」と供述している上、当該期間に継続して勤務した同僚の厚生年金保険の被保険者

記録は勤務期間と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和49年12月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月22日から50年1月13日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、B株式会社C工場からA株式会社へ異動した際の資格喪失日と資格取得日が相違している。グループ企業内の人事異動であり継続して勤務していたことは間違いがないので記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管している人事台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間の昭和49年12月22日から50年1月13日までA株式会社に継続して勤務し（49年12月22日にB株式会社C工場からグループ子会社であるA株式会社に異動）、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和50年1月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が存在しないことから保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保険の資格記録における資格取得日がいずれも昭和50年1月13日となっており、事業主も誤って同日を厚生年金保険の資格取得日として届

けたとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 49 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格の喪失日に係る記録を、申立期間①は昭和39年10月1日、申立期間②は41年4月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①を2万8,000円、申立期間②を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月1日から同年10月1日まで  
② 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

私は、A株式会社に20年以上勤めた。年金をもらう年齢になって記録を調べると、つながっていない期間が2か所あった。私は会社で経理や総務の仕事を主にしてきた。継続して勤務をしていたことは間違いなく、保険料も控除されていたことは間違いなくない。

記録が欠落している期間は、ともにB支社から本社及びC支店への転勤が絡んでいることは確かで、届出に間違いがあったと確信している。

一日も早く、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録及び退職金支給計算書の写しから判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（申立期間①はB支社から本社、申立期間②はB支社からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録及び申立人の申立概要により、申立

期間①は昭和 39 年 10 月 1 日とし、申立期間②は昭和 41 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、申立人の A 株式会社 B 支社における社会保険事務所の昭和 39 年 8 月の標準報酬月額の記録から 2 万 8,000 円とし、申立期間②については、同じく 41 年 2 月の記録から 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明と回答しているが、回答書に添えて提出された「厚生年金の届出に係るお問い合わせ（回答）」の書面において「申立人は、当社に継続して勤務されていたのは間違いなく、記録書類はありませんが、申立の期間、異動による得喪日に関して事務処理に誤りがあったのではないかと推測いたします。」と事業所に事務処理上の瑕疵があったことを認めていることから、事業主が、申立期間①については昭和 39 年 9 月 1 日、申立期間②については 41 年 3 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 39 年 9 月及び 41 年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成 6 年 7 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 株式会社 B 営業所（商業登記上は、A 株式会社。以下、「A 株式会社」という。）における資格取得日に係る記録を昭和 63 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を平成 6 年 8 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を、昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月までは 26 万円、2 年 1 月から 6 年 7 月までは 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から平成 8 年 5 月 31 日まで

A 株式会社及び C に勤務していた申立期間に、給与から保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 63 年 4 月から平成 6 年 7 月までの期間については、D 健康保険組合の被保険者記録及び事業主の供述並びに当該期間の一部に係る給与明細書から判断すると、申立人は、A 株式会社に当該期間勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び総支給額から、昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月までは 26 万円、2 年 1 月から 6 年 7 月までは 24 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所が保管する事業所名簿、社会保険庁のオンライン記録及び事業主の供述によると、A 株式会社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、商業登記簿では同社は昭和 55 年 12 月

27日に会社成立し、平成6年7月31日に解散していることから、当該期間は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、当該期間は適用事業所となっていないことから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料控除について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち昭和60年2月1日から63年3月31日までの期間については、D健康保険組合の被保険者記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A株式会社に当該期間勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、上記のとおり、A株式会社は、適用事業所となっていない上、当時の事業主及び申立人の供述により、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の従業員数の要件も満たしていなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは認められるが、当該期間について、当該事業所は適用事業所ではなかったことから、申立人は厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち平成6年8月1日から8年5月31日までの期間については、申立期間の一部に係るD健康保険組合の被保険者記録、申立人提出の給与明細書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、C社に当該期間勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立事業所であるC社は、社会保険事務所が保管する事業所名簿、社会保険庁のオンライン記録及び事業主の供述によると、当該期間適用事業所となっていない上、商業登記されていないことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の従業員数の要件も満たしていなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは認められるが、当該期間について、当該事業所は適用事業所ではなかったことから、申立人は厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和28年3月1日、喪失日は30年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和28年3月から29年4月までの期間は8,000円、同年5月及び同年6月は1万2,000円、同年7月から30年9月までの期間は1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月10日から30年10月1日まで  
昭和27年12月10日にA株式会社に入社し、申立期間も含めて継続して同社に勤務していたが、社会保険庁の記録では昭和30年10月1日の被保険者資格取得となっている。在籍証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和28年3月1日から30年10月1日までの期間については、社会保険事務所が保管するA株式会社C所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と氏名及び生年月日が同じ記録が認められ、同記録によると、厚生年金保険被保険者の資格取得日が28年3月1日、被保険者資格喪失日が30年10月1日と記載されている。

また、事業主作成の申立人の在籍に係る証明書、雇用保険の被保険者資格記録等により、申立人が当該期間にA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年10月1日に資格を喪

失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記載から、昭和28年3月から29年4月までの期間は8,000円、同年5月及び同年6月は1万2,000円、同年7月から30年9月までの期間は1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和27年12月10日から28年3月1日までの期間については、上記の証明書、雇用保険の被保険者記録等により、申立人が27年12月10日から28年2月28日までA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は当時の厚生年金保険適用関係資料は保存していないとしており、同僚からも申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、複数の同僚は、入社後数か月の試用期間があったと供述しており、これらの同僚の厚生年金保険加入記録をみると、同僚が入社したとする日から数か月後に厚生年金保険に加入している。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月15日から同年12月18日まで  
A株式会社に入社以来継続して勤務しているのに、同社本社から同社B営業所に転勤した申立期間当時の記録が無い。保険料も控除されていたので、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主回答及び同僚の供述等から判断すると、申立人がA株式会社に申立期間を含めて、継続して勤務し（当時の同僚の供述及び申立人の記憶により、昭和43年12月18日にA株式会社本社からB営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所が保管するA株式会社本社及び同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社本社で被保険者資格を喪失し、同社B営業所で被保険者資格を取得した複数の同僚の両事業所における被保険者資格得喪日をみると、いずれも継続して被保険者となっており、同社においては、転勤する社員を継続して厚生年金保険の被保険者としていたことがうかがえる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人のA株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年10月の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社では当時の関係資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 2 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 6 月 29 日から 40 年 7 月 25 日まで  
③ 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 26 日まで

私は脱退手当金について受給した時期、受給した場所、受給額について全く記憶に無い。私は脱退手当金の申請はしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 4 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 42 年 10 月 18 日に支給決定されている上、申立人が勤務していた A 株式会社において申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格を有する 21 人の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め 3 人であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和 42 年 4 月 25 日に払い出されており、

脱退手当金が支給されたとする時期には、既に国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、株式会社B）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年3月1日）及び資格取得日（昭和37年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から37年8月1日まで

年金相談センターに厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた期間の途中が欠落していることが分かった。申立期間は会社に住み込みで働いていたが、健康保険証を返納した記憶も無く、Cとして継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿によると、A社において昭和35年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、36年3月1日に資格を喪失後、37年8月1日に同社において再度資格を取得しており、36年3月から37年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の複数の同僚から「申立人は申立期間の前後を通じて業務内容、勤務形態の変更は無く、継続して勤務していた。」との供述を得られたことから、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者資格が喪失する合理的な理由が見当たらず、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社は当時の人事記録及び給与関係書類を保管しておらず、当時の事情は不明としており、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持して

いないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明であるが、当時事務担当をしていた事業主の妻は、「申立人が正社員として誠実に働いていたことは覚えている。継続して在籍していたかどうかは不明だが、本人が在籍し保険料を控除されていたと言っているのなら、それを否定するだけの記憶などは無い。これまで社会保険料を滞納したことは一切無く、従業員から徴収しなかったことも無い。」と供述している上、申立期間に在籍していた従業員 12 人（申立人を除く）の中で、途中で資格を喪失しているのは申立人以外には 2 人いるのみで、残り 10 人に不自然な記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 3 月から 37 年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を15万円に、申立期間②に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人のA株式会社における被保険者記録のうち、申立人の被保険者資格の喪失日（平成3年11月30日）を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

さらに、申立期間④について、申立人のB株式会社における被保険者記録のうち、申立人の被保険者資格の喪失日（平成4年7月31日）を平成4年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年10月1日まで  
② 平成3年10月1日から同年11月30日まで  
③ 平成3年11月30日から4年6月1日まで  
④ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社に勤務していた平成3年4月から同年10月までの標準報酬月額が相違しており、同年11月30日から4年6月1日までの被保険者期間が欠落している。

また、A株式会社と実態は同一企業であるB株式会社に勤務していた平成4年7月31日から同年12月1日までの被保険者期間が欠落している。

申立期間①及び②の標準報酬月額と申立期間③及び④の被保険者期間の記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①、②及び③について、雇用保険の被保険者記録から、申立

人がA株式会社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、A株式会社は、当初、平成4年1月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされ、同庁でのその処理は同年8月26日に行われ、同日に申立人の厚生年金保険の資格を3年11月30日に遡<sup>そきゅう</sup>及して喪失させる処理を行っており、ほかにも同日に同様な処理がなされた者がいる。さらに、申立人の標準報酬月額も、同日に3年4月から同年9月分までが15万円から10万4,000円に、同年10月分が18万円から10万4,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられている。

このように遡<sup>そきゅう</sup>及して資格の喪失及び標準報酬月額の引下げの処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

また、現在の社会保険庁の記録では、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日が平成4年6月1日に訂正されるに至っている。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失及び標準報酬月額の引下げの処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、同社における勤務が確認できる日から平成4年6月1日であると認められ、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た3年4月から同年9月までは15万円、同年10月から4年5月までは18万円であると認められる。

2 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がB株式会社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、B株式会社は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたが、同庁でのその処理は同年10月28日に行われ、同日に申立人の厚生年金保険の資格を4年7月31日に遡<sup>そきゅう</sup>及して喪失させる処理を行っており、ほかにも同日に同様な処理がなされた者がいる。

このような資格の喪失処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

また、現在の社会保険庁の記録では、B株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日が平成4年12月1日に訂正されるに至っている。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所の訂正された厚生年金保険の適用事業所でなくなった日から判断して、平成4年12月1日であると認められ、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年7月から同年11月までは22万円である

と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 54 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

社会保険庁の記録では、有限会社Aにおける平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額 (40 万 4,000 円) が実際に支払われた賞与額 (54 万円) と相違している。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書があるので申立期間の厚生年金保険標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成 18 年 12 月 10 日支給の賞与明細書及び有限会社Aから出された 18 年 2 回目賞与に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (54 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)については、過小な納付額であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 51 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

社会保険庁の記録では、有限会社Aにおける平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額 (37 万 8,000 円) が実際に支払われた賞与額 (51 万 5,000 万円) と相違している。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書があるので申立期間の厚生年金保険標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成 18 年 12 月 10 日支給の賞与明細書及び有限会社Aから提出された 18 年 2 回目賞与に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (51 万 5,000 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)については、過小な納付額であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

社会保険庁の記録では、有限会社Aにおける平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額 (36 万 3,000 円) が実際に支払われた賞与額 (50 万円) と相違している。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書があるので申立期間の厚生年金保険標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成 18 年 12 月 10 日支給の賞与明細書及び有限会社Aから提出された 18 年 2 回目賞与に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (50 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)については、過小な納付額であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

社会保険庁の記録では、有限会社Aにおける平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額 (25 万 9,000 円) が実際に支払われた賞与額 (31 万 2,000 円) と相違している。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書があるので申立期間の厚生年金保険標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成 18 年 12 月 10 日支給の賞与明細書及び有限会社Aから提出された 18 年 2 回目賞与に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (31 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)については、過小な納付額であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C本部における資格取得日に係る記録を昭和27年8月5日に、資格喪失日を同年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月5日から同年9月25日まで

私は昭和26年8月1日から58年6月21日までA株式会社に約32年間勤務したが、そのうち27年8月5日から同年9月25日までの期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。この当時は、会社ではDとEに本部制が導入された時期で、同年8月に私も多くの仲間とF本社からC本部に異動したが、G営業所で人が足らなくなったため、昭和27年9月25日に慌ただしくG営業所に再び異動した。このC本部に短期間勤務した時の記録が抜けている。

A株式会社には継続して勤務しており申立期間の記録が抜けていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提供された人事記録により、申立人が申立期間にA株式会社C本部に在籍し、申立期間直後の昭和27年9月25日にG営業所に異動したことが確認できること及び当時の申立人の上司は申立期間当時、申立人は同社C本部に在籍していたことを供述していることから、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の転勤後のA株式会

社C本部における資格取得決定時の8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、申立人に係る昭和27年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を53万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが事業主が社会保険事務所に届け出ることを失念していたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給与支払明細書から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については 53 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を53万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが事業主が社会保険事務所に届け出ることを失念していたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給与支払明細書から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については 53 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を53万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが事業主が社会保険事務所に届け出ることを失念していたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給与支払明細書から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については 53 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが事業主が社会保険事務所に届け出ることを失念していたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給与支払明細書から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については 47 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが事業主が社会保険事務所に届け出ることを失念していたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給与支払明細書から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については 34 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を24万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが事業主が社会保険事務所に届け出ることを失念していたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給与支払明細書から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については 24 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を24万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが事業主が社会保険事務所に届け出ることを失念していたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給与支払明細書から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については 24 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を53万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日

申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は控除されていたが事業主が社会保険事務所に届け出ることを失念していたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給与支払明細書から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については 53 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日、及び同社C本社での資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和45年3月末にA株式会社B営業所から同社C本社に転勤になった。社会保険庁の記録では、この際のB営業所での資格の喪失が同年3月31日とされ、この月の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。転勤時に給料が停止したということはなく、同時に社会保険料も源泉徴収されているはずであるので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A株式会社から提出された異動日の確認できる社員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和45年3月21日にA株式会社B営業所から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の転勤後のA株式会社本社における資格取得決定時の8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の保険料は、昭和 61 年 1 月に会社を退職後、国民健康保険に加入した際、国民年金にも加入し、送られてきた納付書をしばらく置いておいた後、金融機関に持参し国民年金保険料をまとめて納付したと思う。申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時勤めていたA院の作成した昭和 61 年分の給与所得の源泉徴収票によれば、社会保険料等の金額欄に、申告による控除分として 6 万 3,900 円の金額が記載されており、この金額は 61 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料 9 か月分に該当し、申立期間である 61 年 1 月から同年 3 月までの保険料を含んでいないことから、申立人の申立期間の保険料を納付したと思うとする主張は不自然であり、ほかに申立期間の保険料の納付を裏付ける家計簿等の関連資料も見当たらない。

また、申立人は、勤めていた会社を退職した昭和 61 年 1 月、国民健康保険と共に国民年金に加入し、その後に送られてきた国民年金保険料納付書をしばらく手元に所持していた後、金融機関で申立期間の保険料を含め、まとめて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は 61 年 9 月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付によりさかのぼって納付することとなり、改めて過年度納付書を発行してもらい納付する必要があることから、申立人の記憶と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 9 月まで

昭和 61 年ぐらいだと思うが、25 歳のころ、当時居住していた A 市役所で国民年金に加入し、しばらくして 30 万円ぐらい持参し、保険料を過去の未納分も含め一括納付した。納付の際、年金手帳しか受領しなかった記憶があり、少々不安に思っていた。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年ころ、当時居住していた A 市役所で国民年金に加入し、しばらくしてから同市役所に 30 万円ぐらい持参し、申立期間を含め過去の未納分を含む保険料を一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成元年 1 月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入後、昭和 61 年 10 月から平成元年 3 月までさかのぼって納付が可能な時効限度までの保険料を一括納付しているが、これらの保険料額は、合計 22 万 3,800 円となり、申立人が納付するために持参したとする 30 万円くらいの金額に比較的近似し、持参した金額で納付可能な金額であることから、当該期間の納付と申立期間の納付を混同した可能性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から平成 6 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から平成 6 年 5 月まで

私が 22 歳ぐらいの時、20 歳からの国民年金保険料を納付できることを知り、父親が A 市役所 B 出張所で 2 回に分けて合計 24 万円ぐらい納付し、その後の保険料は毎月納付してきたはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、22 歳ぐらいの時、その父親が A 市役所 B 出張所で 20 歳からの保険料をさかのぼって納付してくれたはずであり、その後の保険料は毎月納付してきたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成 8 年 4 月ころであり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間に引き続く平成 6 年 6 月から 8 年 2 月までの期間を過年度納付によりさかのぼって納付していることが確認でき、そのうち、7 年 4 月から同年 9 月までの期間を 9 年 5 月 7 日に、7 年 10 月から 8 年 2 月までの期間を 9 年 10 月 16 日にそれぞれ納付しており、これらの過年度納付保険料の合計額は 23 万 9,700 円となり、申立人が記憶している納付保険料額 24 万円ぐらいとおおむね一致することから、当該過年度納付と申立人が 22 歳ぐらいの時にさかのぼって納付したとする記憶とを混同した可能性がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は入院中で証言を得ることができず、保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年7月までの期間及び5年9月から7年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月から同年7月まで  
② 平成5年9月から7年6月まで

申立期間①及び②共に、その直前の勤務先の会社を退職する際にその会社において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってくれた。その後は郵送で国民年金保険料の納付書が届き、A郵便局やB銀行C支店で1か月ごとに納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②共に、その直前の勤務先の会社を退職する際、その会社において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってくれたとしているが、当時の勤務先の会社とは連絡がとれない上、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成15年6月となっており、申立人の年金手帳の記載内容も含め、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格が確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金への加入状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年7月まで

平成元年12月に結婚するまでの会社勤めをしていない間は、父の扶養家族となっていた。最初の会社を辞めるときに会社から、退職後の国民年金や国民健康保険の加入手続などいろいろな説明を受けた。父は平成20年\*月\*日に亡くなっており、今となつては領収書等は確認できないが、父が納付していたはずなので、未納となっているのは納得がわからない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の手帳記号番号の払出状況から平成元年4月ころと推認され、その時点からすると申立期間は時効により保険料が納付できない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、当初、その父が昭和50年ころ加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれたとしていたが、その後、59年9月に自身で加入手続をし保険料も納付したと申述を変更したほか、自身が行ったとする加入手続及び保険料納付に関する記憶もあいまいであり、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から54年12月まで

私は、国民年金に加入していなかったが、結婚した時に妻がA区役所で加入手続をし、特例納付できる期間だったので、未納期間9年分の国民年金保険料を何回かに分けて納付したA区内に引越をし、保険料の納付を同区役所で行った際、46年1月にさかのぼって納付していることを確認している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和54年から58年までの間に約60万円の保険料を特例納付制度により何回かにわたって納付したと主張しているが、特例納付による保険料の納付期間は、53年7月から55年6月までの間であるため、申立人が納付したとする期間には、制度上納付できない期間が含まれており、申立人の主張は不自然である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年12月時点で申立期間の国民年金保険料を納付するのに必要な額は、現年度及び過年度納付保険料7万5,660円、特例納付保険料32万4,000円、合わせて39万9,660円となり、申立人の主張する金額と大差となる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から同年9月までの期間、8年1月、同年3月から同年4月までの期間、同年5月から9年1月までの期間及び9年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から同年9月まで  
② 平成8年1月  
③ 平成8年3月から同年4月まで  
④ 平成8年5月から9年1月まで  
⑤ 平成9年9月

私は、平成9年ごろ、国民年金の滞納通知が郵送されたが、納付しなかったためA市の職員二人が来訪してきた。その後A市役所で申立期間15月の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続について、社会保険事務所は、申立人に対し平成11年11月24日に勧奨を行っており、申立人の国民年金手帳記号番号も基礎年金統合後の厚生年金保険番号を基礎年金番号としていることから、申立人は、勧奨が行われたところに加入手続を行ったと推認できる。

また、申立人は、勧奨を受けた後の平成12年1月20日に10年4月及び同年6月から11年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、当該時点で申立期間①から⑤までの期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立人の妻の保険料は、結婚後の申立期間②から⑤までの期間

のほとんどが未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から56年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から56年7月まで  
私は、58歳になったころ、年金のお知らせが来たので、年金ダイヤルで相談したところ、未納期間があることを知らされたので、A社会保険事務所に行って相談したところ、第三者委員会に申し立てるよう指導を受けた。申立期間は、私が結婚して会社を退職した後に国民年金に加入し、夫の分を含め二人分の国民年金保険料を納付した。私の夫の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和52年9月ころ、国民年金に加入し、申立人の夫の分を含めた二人分の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きは、国民年金手帳記号番号が申立人の前後の者の加入手続きの状況から61年8月ころ行われたと推認でき、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、20歳からB区に居住し同区で国民年金の加入手続きをしたと主張していることから、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年8月15日時点以外に同記号番号が払い出された事情が見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年6月から43年3月まで  
昭和38年6月ころ、区役所から職員が店に来て加入手続をし、その後区役所から集金人が来て、保険料を払い手帳に印紙を貼ってもらっていた記憶がある。未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になるときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年1月に結婚前の申立人の妻と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、その時点からすると申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、口頭意見陳述により、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を汲み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 56 年 3 月までの期間、同年 10 月から 57 年 3 月までの期間、59 年 1 月、同年 6 月、60 年 2 月、同年 10 月及び 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 1 月  
④ 昭和 59 年 6 月  
⑤ 昭和 60 年 2 月  
⑥ 昭和 60 年 10 月  
⑦ 昭和 61 年 3 月

私が 20 歳になった昭和 52 年\*月ころ、父が A 町役場で国民年金の加入手続をしてくれ、兄と姉の分と一緒に B 銀行 C 支店の父名義の預金口座から保険料を振り込んでくれた。口座に残額が少なくて振り込めない時は未納通知書が送られてきたので、母が D 銀行 E 支店へ行って納付していた。

一緒に納めていた兄は未納期間が無いのに姉は 10 か月、私は 52 か月の未納期間があると言われた。同じ口座から振り込みをしていたのに 3 人の納付状況が違うことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、20 歳になった昭和 52 年\*月ころ、その父が A 町役場で国民年金の加入手続をして、その後の国民年金保険料は B 銀行 C 支店の父名義の口座から振替納付をしてくれていたと主張しているが、A 町では保険料の口座振替による保険料収納は 58 年 4 月から行われているとしており、申立期間①及び②は口座振替できない期間で

ある上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 56 年 4 月時点からすると、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の申立てと異なる。

また、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人と一緒に納付をしていたとするその母、兄及び姉も未納である。

さらに、申立期間が 7 回と多い上、申立人から提出された確定申告書からは申立期間の保険料が納付されたことがうかがわれず、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から53年12月まで  
私の国民年金については父が国民の義務として加入しなくてはならないとのことで加入手続きを行い、学生だった私のために保険料を納付してくれたと思う。父は亡くなっており、領収書等の資料も無く納付の具体的状況は分からないが、生前父から国民年金に加入していることは聞いている。また、兄弟についてもきちんと納付されているはずである。未納であることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ学生であったが、その父が国民年金加入手続きを行い保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から昭和56年5月ころ払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその父は既に他界しており、申立人も加入手続き及び保険料の納付に関与していないことから、加入手続き及び保険料の納付状況が不明である上、その父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

平成11年3月又は同年4月ごろ、A市役所か社会保険事務所から、国民年金手帳、納付書、ハガキ等が送られてきた。保険料納付などの手続は母が行っており、その母は送られてきた納付書によりB金庫C支店で保険料十数万円を一括納付したと言っている。母も私も免除申請の手続をした記憶は無い。申立期間が申請免除期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申請免除の手続をした記憶は無いとしているが、社会保険庁の記録により、申立期間について、平成11年4月8日に免除を申請していることが確認できること、A市の記録により、申立期間について学生であることを理由に免除期間となっていることが確認できること、及び同市では、申立期間当時、20歳到達予定者に対してあらかじめ加入案内を行った後に学生であるとの回答があった者について免除申請書を発送したとしていることから、行政側の記録に不自然な点はみられない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から45年9月まで

昭和48年に特例で国民年金保険料をさかのぼって納付できるから、ボーナスで未納期間の保険料を納付しろと主人に言われた。7年から8年分ほどの保険料を納めておけば空白期間がなくなると主人に説明された覚えがある。主人が計算したら8万円くらいになり、生活費に回したい私と将来を見据える主人とで大げんかをした記憶がある。49年のボーナスの後、48年に生まれた子供をおんぶし、45年に生まれた子の手を引いて、A市役所に向かった記憶がある。市役所で8万円ほどの保険料を納めた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳により、昭和55年6月24日に申立人の国民年金被保険者資格の記録が訂正され、35年10月1日から45年6月30日までの強制加入被保険者期間が追加されたことが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとする49年時点では、申立期間は記録上未加入期間であったため、制度上特例納付により保険料を納めることができない。

また、申立人は、昭和49年にさかのぼって納付した国民年金保険料額を8万円としているが、申立人は、55年6月に第3回特例納付により保険料を納付しており、その保険料額が8万円であることから、第3回特例納付時と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間について、昭和49年にさかのぼって国民年金保険料を納付することにより結婚前の納付済みとなっている期間と

記録をつなげたと主張しているが、結婚前の 36 年 4 月から 37 年 11 月までの保険料は、55 年 6 月に第 3 回特例納付により納付しているなど、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である上、申立人に特例納付を勧めたとするその夫は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から50年12月まで

特例納付ができるということで、昭和54年ころに私がA市役所で手続をし、夫婦で国民年金に加入した。55年ころに特例納付で、申立期間の保険料を含めて、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めたはずである。保険料は夫婦二人分で90万円くらいだった記憶がある。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和55年ころに申立期間を含め当時未納であった期間のすべての国民年金保険料を特例納付により納付し、保険料額は夫婦二人分で90万円くらいであったとしているが、当時未納であった期間を特例納付するのに必要な保険料額は夫婦二人分で141万6,000円であり、申立人が納付したとする金額と大きく異なっている上、申立人の妻は同程度の金額の保険料を納めた記憶が無いとしている。

また、申立人は、昭和55年6月25日に第3回特例納付により、その時点から60歳まで納付した場合に21年の受給資格期間に不足する分に当たる期間(昭和36年4月から46年2月まで)の国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所の特殊台帳及び申立人の妻の所持する領収証書により確認できること、及び当該期間の保険料額は82万4,000円と申立人が納付したとする保険料額とおおむね一致していることから、申立人は、この特例納付による保険料納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、41年2月から42年8月までの期間、43年4月から同年12月までの期間、44年3月、51年1月から同年2月までの期間、57年2月から58年8月までの期間、61年12月、62年4月から同年6月までの期間、平成元年7月から同年12月までの期間及び3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和41年2月から42年8月まで  
③ 昭和43年4月から同年12月まで  
④ 昭和44年3月  
⑤ 昭和51年1月から同年2月まで  
⑥ 昭和57年2月から58年8月まで  
⑦ 昭和61年12月  
⑧ 昭和62年4月から同年6月まで  
⑨ 平成元年7月から同年12月まで  
⑩ 平成3年1月から同年3月まで

申立期間①から④までの期間についてはA区で、申立期間⑤から⑩までの期間についてはB市で、国民年金保険料を納付していたので、納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間①から④までの期間については、申立人は、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時にA区役所の同じ窓口で行った上で国民年金保険料を納付したとしているところ、C社会保険事務所においては、国民年金手帳記号番号払出簿の申立期間及びその前後に申立人の氏名は確認できない上、同区では、当時国民年金と

国民健康保険の加入手続は別の窓口で行っていたとしている。

また、申立人は、通常はA区役所から送付された納付書により、同区役所の窓口で現金で国民年金保険料を納付したとしているが、同区では、当時は印紙検認方式であり、国民年金加入者に納付書を送付することはなかったとしている。

- 2 申立期間のうち、申立期間⑤から⑩までの期間については、申立人は、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時にB市役所の同じ窓口で行った上で国民年金保険料を納付したとしているところ、D社会保険事務所においては、社会保険オンラインシステム導入前に作成していた国民年金手帳記号番号払出簿の申立期間及びその前後に申立人の氏名は確認できず、申立人の年金手帳に記載の被保険者資格取得日は、申立期間⑦より後の昭和61年12月16日となっている上、同市では、当時国民年金と国民健康保険の加入手続は別の窓口で行っていたとしている。

また、申立人は、B市役所から送付された納付書により、市役所の窓口で現金で国民年金保険料を納付したとしているが、同市では、当時市役所の窓口では国民年金保険料の収納はしていなかったとしている。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月及び同年2月

平成2年10月からA会社（現在は、B会社。）にCとして勤務していたが、すぐに辞めるつもりだったので国民年金資格を喪失せず、夫の保険料と一緒にD銀行（現在は、E銀行。）F支店の夫名義の口座から、口座振替で納付していた。その後、A会社には3年2月まで勤務し、その期間は厚生年金保険に加入していたため、後日、重複して納付していた国民年金保険料のうち、2年10月から同年12月までの保険料については還付されたが、3年1月及び同年2月分については還付されておらず納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はCとして勤務していたA会社をすぐに辞めるつもりだったので、勤務前に加入していた国民年金の資格喪失手続を行わず、厚生年金保険に加入したまま、夫の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとしているところ、社会保険庁の納付記録により、申立人の申立期間前後の保険料の納付日がその夫の納付日とほぼ一致していることが確認できることから、申立人の申述は信憑性<sup>びょう</sup>が高いと認められる。

また、申立人は上記のA会社には、申立期間直前の平成2年10月から勤務し、同月から厚生年金保険被保険者となり、申立期間と同様に国民年金保険料を重複して納付していたとしているところ、社会保険庁の記録によると、2年10月から同年12月までの保険料は、3年2月4日付けで還付決議が行われていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、一緒に国民年金保険料を納付して

いたとする申立人の夫の平成3年1月及び同年2月の保険料が、同年2月4日付けの上記還付決議後の同月6日に納付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から53年3月まで  
国民年金については、A市役所の集金人が毎月集金に来てくれたので保険料を支払っていたと記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の集金人が毎月集金に来てくれたので、国民年金保険料を支払っていたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳はB市役所で発行されたもので、A市役所で発行された国民年金手帳をもらった記憶はないとしていること、及びB市役所にも当時集金人が設置されていたことなどから、B市役所の集金人に国民年金保険料を支払った記憶と混同している可能性も否定できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月6日又は同年3月7日に払い出されていることから、その時点では50年12月以前の国民年金保険料については時効により納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から53年3月まで  
国民年金については、A市役所の集金人が毎月集金に来てくれたので妻が保険料を支払っていたと記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の集金人が毎月集金に来てくれたので、その妻が国民年金保険料を支払っていたはずであると主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳はB市役所で発行されたもので、A市役所で発行された国民年金手帳をもらった記憶はないとしていること、及びB市役所にも当時集金人が設置されていたことなどから、B市役所の集金人に国民年金保険料を支払った記憶と混同している可能性も否定できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月6日又は同年3月7日に払い出されていることから、その時点では、50年12月以前の国民年金保険料については時効により納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 40 年 5 月まで

5 年前、年金の裁定請求をした際に、A 株式会社に勤務した時の加入記録が無いことがわかった。株式会社 B を退職して A 株式会社に入社した。一緒に働いた同僚については厚生年金保険の被保険者となっているので、当該申立期間について被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び上司、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 株式会社に勤務していたことがうかがえる。

また、同僚の供述によると、申立期間当時にパート等の従業員はおらず、事業所の実務責任者である当時の支配人は、入社した者はすべて社会保険に加入したはずであり、申立人の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいと供述している。

しかし、社会保険事務所が保管する被保険者名簿において、申立期間に健康保険番号の欠番は無く、申立人が入社したとする時期に資格取得した同僚 9 人を抽出して、申立期間における標準報酬月額をみると、ほぼ毎年増額改定されていることから、当該申立期間 4 年間にわたり厚生年金保険被保険者として申立人の届出（取得届、毎年の算定基礎届及び喪失届）を失念していたとすることは不自然である上、社会保険事務所がこれらの届出を記録しないとは考え難い。

さらに、当該事業所に勤務していた者が設立した株式会社 C における厚生年金保険記号番号は、当該事業所から移籍した者 6 人中 5 人が A 株式会社において使用していた番号であり、新規番号は申立人のみである。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 35 年 4 月から 42 年 3 月まで株式会社Aに勤務していた。この間で株式会社Aの系列会社（下請会社）であるB株式会社への移籍はあったと記憶している。株式会社Aにいつまで勤務していたかB株式会社にいつから勤務したかは資料も残っていません記憶もないが、空白は無かったと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び社会保険庁のオンライン記録により確認できる複数の同僚の供述から、申立人が申立期間を含めて、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 37 年 9 月 1 日に株式会社Aにおいて被保険者資格を喪失し、同年 11 月 1 日にB株式会社の資格を取得していることが確認できる上、同事業所の雇用保険の加入記録において資格取得日は 38 年 2 月 26 日であることが確認できる。

また、B株式会社において、経理及び総務を担当していたとする同僚は、試用期間については就業規則の定めはあったが不明であると供述している。

さらに、株式会社Aの事業主は、当時の資料は保管していないと供述しており、当時の勤務や厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、B株式会社は既に解散し、当時の事業主及び役員の所在は不明

であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 15 日から 35 年 10 月 7 日まで  
社会保険庁の厚生年金保険の加入記録は昭和 32 年 7 月 5 日から 33 年 5 月 15 日までとなっているが、32 年 7 月から 35 年 10 月ごろまで A 場の支店と思われる B に間違いなく勤務していたと記憶している。したがって、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 場に勤務していた当時の同僚 5 人の氏名を記憶しており、このうち 3 人の同僚については、社会保険庁が保管する A 場の事業所別被保険者名簿で確認できるものの、同名簿において申立期間における勤務が確認できる同僚 5 人は、申立人の氏名を記憶しておらず、申立人が申立期間において A 場に勤務していたかどうかは不明としている。

また、申立人は、A 場の支店と思われる B に昭和 32 年 7 月から継続して勤務していたと供述しているものの、C 組合によると、当該地域の D は「E」1 店のみと供述している。

しかしながら、当該「E」は、社会保険庁のオンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所としては見当たらない。

なお、A 場の本社である F 株式会社は、G 地区で D を営業したことはなく、当時の資料は保存していないことや当時の事業主の居所も不明であることから、当時の事情を確認することができないと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで

A株式会社勤務していた期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 9 月 30 日に資格を喪失するまでの期間について、標準報酬月額が 32 万円のはずが 15 万円と実際の給料に比べ低い額で記録されている。ちょうどこのころは、営業次長代理から同次長に昇格した時期と重なる。昇格して給料が半分以下に減額されることは考えられない。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のA株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 55 年 10 月から 56 年 8 月までの期間について、32 万円から 15 万円に減額されているとしており、減額されたことを証明できる申立期間当時の給与明細書等は無いものの、営業次長に昇格した時期であり、減額は考えられないと申し立てている。

しかし、同社は申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額がわかる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、社会保険庁が保管する同社の「事業所別被保険者名簿」を確認すると、昭和 55 年の 8 月における通常の定時決定の届出とは別に、同年 10 月において算定訂正が受け付けられており、申立人を含む多数の被保険者の標準報酬月額が改定されていることが確認できるが、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、同名簿の「適用時等の調査記録」には算定処理年月日が「55 年 10

月 24 日「算定完了」と押印されており、さかのぼって標準報酬月額の見直しが行われたものではないことが確認できる。

さらに、同社の元役員は、役職手当は固定給に反映しているが、営業職は成績に応じた歩合給を導入していたため、単純な右肩上がりの給与体系ではなく、営業成績により月額給与が上下する仕組みであったと供述しており、申立人と同じ営業職であった複数の同僚は、営業成績による歩合給により月額給与が月ごとに上昇又は下降することが日常的にあったと供述している上、社会保険庁が保管する「事業所別被保険者名簿」で当該同僚及び申立人の標準報酬月額の記録を時系列で追っていくと、定時決定及び随時改定ごとに、単純に右肩上がりに上昇しておらず、資格取得時決定又は前回の定時決定から標準報酬月額（標準報酬等級）が下降する事例及び時系列で（標準報酬等級が）上昇、下降を繰り返す事例を確認することができる。

加えて、同名簿の女性及び事務職を除く複数の同僚の記録を確認すると、職種は特定できないものの、同様の事例を多数確認することができる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月ごろから 30 年 5 月ごろまで  
② 昭和 30 年 7 月ごろから 31 年 8 月ごろまで  
③ 昭和 31 年 9 月ごろから 32 年 2 月ごろまで  
④ 昭和 32 年 3 月ごろから 34 年 9 月 1 日まで

昭和 28 年 3 月に地元の中学校を卒業し、翌月からすぐに就職した。申立期間①については、A 市にあった B 社に、申立期間②については、C 株式会社 D 工場に、申立期間③については、E 所に、申立期間④以降 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失するまでは F 株式会社、いずれも間違いなく勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①から③までの期間、及び F 株式会社の勤務期間のうち、申立期間④について、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。上記申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は A 市内にあった B 社に勤務していた旨申し立てているが、社会保険庁の記録には厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、G 法務局 H 出張所における法人の商業登記に関する調査では、A 市内に、事業内容が申立人の供述に近い B 社株式会社の記録が確認できたが、設立は平成 20 年 1 月 7 日であり、当該事業所の事業主とは連絡が取れないため、事業主から同事業所の状況、申立人の申立期間①に係る勤務の実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人が記憶している同僚 3 人のうち、氏名がわかっている二人について、厚生年金保険の被保険者期間の記録について調査したが、

該当者を特定することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は I 市内にあった C 株式会社 D 工場に勤務していた旨申し立てているが、申立期間②当時の複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付等当時の厚生年金保険の適用状況については不明としており、申立人の申立期間②に関する厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、社会保険庁が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間②において、厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に重複及び欠番は無い。

さらに、申立人が記憶している同僚を含む複数の同僚は、入社してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでには、ある一定の試用期間があったと供述している上、社会保険庁が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、供述している複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日を確認すると、入社日から一定期間経過後に被保険者資格を取得しており、事業主がある一定のルールをもって厚生年金保険を適用していたことが推認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、J 市内にあった E 所に勤務していたと申し立てており、申立人の申立内容等から、K 市内にある L 所が申立事業所であると推認できるが、同事業所は昭和 63 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間である 31 年 9 月ころから 32 年 2 月ころを含む同日前の期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主である M 局では、当時の記録は保存していないため、申立人の申立期間③に係る勤務の実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、念のため、社会保険庁のオンライン記録である職歴審査照会回答票で同事業所の被保険者の氏名を調査したが、被保険者数は昭和 63 年 6 月 1 日に適用事業所となった時から現在まで 12 人であり、申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名は無く、全員が女性であることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している同僚 2 人のうち、氏名がわかっている

1人について、厚生年金保険の被保険者期間の記録について調査したが、該当者を特定することができない。

4 申立期間④について、申立人は、N区内にあったF株式会社に勤務していた旨申し立てているが、申立期間④当時の複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの申立人が同社の業務に従事していたことは推認できる。

しかし、同事業所が保管する申立人に係る人事記録の職歴欄には、昭和34年5月から臨時の社員である旨記載されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間④において、同事業所でO設置工事に従事したと申し立てているが、事業主は、昭和32年6月から33年10月にかけて同工事を請け負ったとしており、同社を挙げての一大プロジェクトであり、納期も短期間であったため、正社員の指揮の元に大量の下請業者を動員したとしている上、申立人は、当時の状況について、「同工事が完成に近づくにつれ、同僚がどんどん辞めていったが、自分は休まなかったのが最後まで残った。」と供述している。

さらに、申立人と同じ職種の複数の同僚は、申立期間④当時の「工事従事者」（工事現場の職人）について、下請業者の親方が、同事業所から工事単位に仕事を請け負い、下請業者に所属する「連れ子」と呼ばれる社会保険に加入しないアルバイト扱いの職人が、その仕事に従事し、工事現場で仕事があるごとに、親方がその職人を「連れて歩いた」ことから「連れ子」と呼ばれ、優秀と認められた職人は同事業所が社員に抜擢するという習慣があったと供述している上、そのうちの複数の同僚は、かつて自分も「連れ子」から同事業所の社員になったとしており、その期間は厚生年金保険料の給与控除も無かったと供述しているほか、そのうちの一人は、期間及び場所は特定できないものの「連れ子」として働いた同事業所の工事現場で、申立人を見かけたことがあると供述している。

加えて、事業主は、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付等当時の厚生年金保険の適用状況については不明としており、申立人の申立期間④に関する厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができないほか、社会保険庁が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間④において、厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に重複及び欠番は無い。

5 このほか、すべての申立期間において、事業主により厚生年金保険料

を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月ごろから 41 年 2 月 1 日まで  
昭和 38 年 3 月に A 県の中学校を卒業後、同月中に集団就職で上京し、B 市 C 町にある「D」に就職した。社会保険庁の記録では、同年 3 月から 41 年 1 月までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく勤めていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、昭和 36 年 3 月から「D」に勤務している同僚（申立人と同様に集団就職で上京した、A 県の中学校出身の 2 歳年上の従姉）の供述により、申立人は、申立期間について、同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管する厚生年金保険適用事業所名簿及び同庁のオンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 9 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 3 月ごろから同年 8 月 31 日までは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同事業所が適用事業所になる前の昭和 34 年 10 月から勤務していた同僚の一人は、期間は特定できないものの、当時の給与から厚生年金保険料の控除はなかったと供述している。

さらに、複数の同僚は、入社後しばらくの間は試用期間があり、それぞれの試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと供述している上、そのうちの一人は、給与明細書を保管しており、試用期間中は給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

加えて、試用期間があったとする同僚のうちの一人は、入社した当初は

国民健康保険に加入していたと供述している。

また、申立人及び同僚が供述している事業主の氏名は、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者原票及び同庁のオンライン記録である同事業所の職歴審査照会回答票に記録が無く、事業主の厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できない上、同事業所は同記録において昭和 51 年 4 月 21 日に適用事業所ではなくなっている上、E 法務局 F 出張所の調査結果では、同事業所は商業登記されておらず、申立人の申立期間に係る保険料控除の事実をうかがわせる事業主の供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 1 月 8 日から同年 9 月 26 日まで  
③ 昭和 45 年 6 月から同年 10 月 10 日まで  
④ 昭和 50 年 5 月 1 日から同年 7 月 12 日まで  
⑤ 昭和 58 年 9 月から同年 12 月 1 日まで

申立期間①の有限会社Aでは入社後2か月の厚生年金保険被保険者記録が欠落、申立期間②においては、在職中に社名が有限会社BからC有限会社へ変わった時期の8か月の記録が欠落、申立期間③のD株式会社では入社後4か月、同じくD株式会社の申立期間④では退社前2か月の記録が欠落、申立期間⑤のE会社F支社では入社後3か月の記録が欠落している。それぞれの欠落期間に勤務していたことは確かなので、その間の厚生年金保険被保険者記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和40年4月1日から同年6月21日まで有限会社Aに継続して勤務していたと主張しているが、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者としての記録は見当たらないものの、38年4月に新卒として入社したとする同僚が、「申立人は自分より数年後に新卒として入社し、何か月かは分からないが短期間、事務所で勤務していた。」と供述しており、申立人が40年4月から同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録では当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和40年である同僚は確認できなかったことから、資格取得日がそれぞれ37年、38年、41年である

3人の同僚に照会したところ、全員が、自身には入社から1か月又は2か月の厚生年金保険の被保険者としての資格未取得期間があったことを供述し、うち二人はその間の保険料控除は無かった（一人は不明と回答）としている。

また、現在の事業主は、「申立期間当時の社会保険事務担当者は既に他界しており、当時の賃金台帳等の資料も保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは不明である。」と供述している上、社会保険事務所の保管する当該事業所の申立人に係る被保険者原票の資格取得日の記録は、オンラインの記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和40年7月1日から44年1月19日まで有限会社B（43年9月にC有限会社に名称変更）に継続して勤務していたが、43年1月8日から同年9月26日までの厚生年金保険被保険者としての記録が欠落していると主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、申立人と同時期の昭和43年1月に当該事業所で資格を喪失し、同年9月に再度資格を取得していた同僚が確認されたことから、当該同僚に照会したところ、「申立人、もう一人の同僚及び自分の3人で、Bの元工場長が町内に新設した工場に転職したが、当該工場の経営状況が悪化したため、1年もしないうちに3人そろってC有限会社に再入社した。」との供述が得られた結果、申立人もこのことを「同僚の供述どおりかもしれない。」とするに至った。

また、当該もう一人の同僚について、連絡先が不明なため事実確認は行えないものの、社会保険事務所の記録では、申立てに係る事業所における資格喪失日が昭和43年1月27日、資格取得日が他の二人と同日の同年9月26日であることから、得られた供述のとおり、3人がそろって同年1月から同年9月26日までの間、厚生年金保険被保険者資格記録が無いことが確認された。

なお、当該新設された工場に係る厚生年金保険の記録については、申立人も供述の得られた同僚も工場の名称を記憶していない上、工場を設立したとされる元工場長の連絡先も不明なため、確認することはできなかった。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険被保険者としての記録は無く、ほかに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③及び④について、申立人は、D株式会社には昭和 45 年 6 月から継続して勤務したと主張しているが、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 45 年 8 月 7 日から当該事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、文書照会に対して回答のあった 5 人の同僚のうち 4 人が、自身については入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日との乖離かいりはなかったとしており（一人は不明と回答）、申立期間の 3 か月前に退職するまでは当該事業所の社会保険事務を担当していたとする事務員は、入社日と異なる資格取得日を届け出ることにはなかったと供述している。

しかしながら、当該 4 人の同僚は製造ラインの担当で資材管理事務をしていた申立人とは職種が異なり、さらに 3 人については入社年も異なっている上、当時の取締役及び退職した事務員は、「申立期間当時には事業主が自ら社会保険事務を行っていた。」と供述しているところから、申立人に係る事務処理において、前述の事例との一貫性が保たれていたとはみなし難い。

また、申立人は当該事業所に昭和 50 年 7 月 11 日まで継続して勤務していたと主張しているが、申立人の雇用保険の被保険者記録では、当該事業所における離職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である同年 4 月 30 日であることが確認できる。

さらに、回答のあった 5 人の同僚のうち 4 人が申立人を覚えているものの、勤務期間については具体的な記憶が無く、申立人に係る保険料控除の情報も得られない上、当該事業所は既に解散しており、社会保険事務を行っていたとされる事業主からは、文書照会に対する協力が得られなかった。

加えて、申立人と同年に被保険者資格取得日のある他の同僚からは、連絡先が不明なために供述を得ることができず、このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 申立期間⑤について、申立人は、E会社F支社には昭和 58 年 8 月 1 日から勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業主に文書照会をしたところ、昭和 58 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までについては、申立人は委託契約となる「試補」であったため、厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、確認できる資料は無いが厚生年金保険料の給与控除も行っていないとの文書回答があり、事業主の保管する申立人に係る「外務人事カード」には、「58.8 試補」「58.12.1 主事補主任補」との記述があることから、回答

内容についての確認ができる。

また、当該事業所に係る申立人の雇用保険被保険者としての記録は無く、ほかに、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年ごろから38年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、事業所名は思い出せないが、A町にあるBで昭和36年ごろから38年ごろまで、勤務した期間の厚生年金保険の記録が見つからないので、再調査をして厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてBで、調理人として勤務していたと申し立てているが、申立期間当時の上司の氏名及び生年月日を記憶している以外、事業所の名称、同僚の氏名等を一切記憶していなかった。

そこで、BやC等を管理しているDに当時の食堂等について照会したところ、Dが保存していたE内での食堂、喫茶及び売店を運営する業者を決定した営業許可書の中に、申立期間当時に株式会社F（現在は、株式会社G）による食堂が存在しており、申立人が唯一記憶していた上司が、当該営業許可書に保証人と記載されていることが確認された。

しかし、株式会社Fは、社会保険事務所の記録から、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和47年ごろ同業他社と合併して株式会社Gと商号を変更し、さらに平成8年に経営者も入れ替わり、9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、新しい事業主は、以前の株式会社Fに係る人事記録等の書類は、同社における保存期間を経過しているため、申立人が、申立期間当時の株式会社Fの従業者であったか否か不明であるとしている上、新しい事業主により現在もB内の食堂で勤務し、古くからいる従業員に、申立人及び申立人が唯一記憶していた上司の存在を聞いてもらったところ不明であり、勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人の申立期間当時、都内に唯一同名の有限会社H（昭和37年6月7日新規適用）の被保険者名簿を調査したが、申立人及び申立人が唯一記憶している上司を同名簿に確認することはできなかった。

加えて、申立人が唯一記憶している上司については、所在が判明しないため、株式会社Fにおける勤務の状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

一方、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によって控除されていたことについて、明確な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月から 34 年 10 月まで  
② 昭和 34 年 10 月から 36 年 10 月まで

申立期間はAの運転手としてB等の重機類を運搬していた。Bを運転したこともあった。勤務していたA社（申立期間①）及びB社（申立期間②）から健康保険証を交付された記憶があることから、厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人から提出のあった写真から、期間の特定はできないものの、申立人がいずれかの事業所において重機類関係の業務に従事していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張するC区所在のA社は、D社会保険事務所が保管している適用事業所名簿及び社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所であったことの実を確認することができない上、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、C区以外に同名の厚生年金保険適用事業所が全国で20事業所確認できるが、いずれの事業所も申立期間には適用事業所となっておらず、かつ、これらの事業所が適用事業所となった後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人と申立人が記憶していた元同僚一人の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該元同僚は住所が不明であるため、同僚照会することはできなかった。

2 申立期間②については、申立人が勤務したと主張するB社と同名の事業所がC区に所在したことは商業登記簿謄本及び社会保険庁の記録から確認できる。

しかしながら、同時に、当該B株式会社は、商業登記簿謄本及び社会保険庁の記録により、昭和39年12月26日に設立され、厚生年金保険適用事業所としては40年5月1日付けで届け出されていることが確認できる。

また、当該B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和40年5月1日から54年9月まで）においても、申立人と申立人が記憶していた元同僚一人（上記1の同僚と同人物）の被保険者記録は確認できず、健康保険の被保険者番号に欠番は無い。

さらに、当該B株式会社の上記被保険者名簿に掲載されている同僚3人に照会したところ、「B株式会社の設立は昭和40年ころであることは記憶しているが、申立人のことは知らない。」との回答であった。

3 このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、ほかに申立ての事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 45 年 11 月 30 日まで

A 株式会社が昭和 41 年 12 月に倒産し、同社の業務を B 株式会社が引き継いだ。B 株式会社でも、引き続き営業担当として勤務していた。社会保険庁の記録では、同社での 42 年 1 月から 45 年 11 月までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から、退職日の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A 株式会社から継続して B 株式会社で勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、C 社会保険事務所が保管している B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 45 年 12 月 1 日で健康保険番号は\*番となっており、申立人を除く他の取締役 4 人も同社が適用事業所となった 42 年 4 月 1 日以降である 43 年 6 月から 44 年 8 月までの間に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、A 株式会社と B 株式会社の両事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している一般社員を対象に、B 株式会社が適用事業所となるまでの間の厚生年金保険料の控除の有無を調査したところ、この間は国民年金に加入していた社員一人が確認できたことから、厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できる（他の社員の多くは亡くなっているために

調査不能)。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、当該事業所はすでに倒産し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B株式会社の元事業主は、「申立人の厚生年金保険の加入記録については確認できる資料も無く、当時の担当者及び管理者も死亡しているため、実情が分からず不明である」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 15 日から 13 年 3 月 26 日まで  
平成 12 年 1 月 15 日から 15 年 6 月 5 日まで A 株式会社に勤務したのに  
12 年 1 月 15 日から 13 年 3 月 26 日までの厚生年金保険の被保険者記録  
が確認できないといわれた。

経営していた株式会社 B を平成 11 年 11 月に整理して 12 年 1 月から A  
株式会社に勤務した。

A 株式会社では、C 部に所属し給与から厚生年金保険の保険料を控除  
されていたことから、納得できないので被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の事業主は「給与台帳(A 株式会社においては、給与計算表)  
から申立人が平成 13 年 3 月 26 日から 15 年 6 月 5 日まで当社に勤務してい  
た。」と供述しており、雇用保険の加入記録は 13 年 7 月 26 日取得と記録さ  
れていることから、申立人の申立期間の勤務について確認することができ  
なかった。

また、申立人が A 株式会社に勤務する以前に経営していた株式会社 B の  
役員で経理事務を管理していた申立人の実兄は、「申立人が経営していた株  
式会社 B は、平成 11 年 10 月ころに火災を起こしたことから事業を再建で  
きずに倒産し、その後申立人は、事業所の債務返済のために翌 12 年 1 月に  
事業所及び自宅を売却するなど残務整理をしており、A 株式会社に勤務し  
たのはもっと後のことだと思う。」と供述しており、同社の同僚 8 人に照会  
して 3 人が供述しているものの、申立人の申立期間の勤務について確認す  
ることができなかった。

さらに、A 株式会社の当時の人事担当者は「申立人は、申立期間当時に

勤務していたものの、期間を限定した勤務を求めたことから社員待遇とせず、当該期間については給与台帳を作成しておらず、申立人が社員として勤務することを求めた平成13年3月26日から同台帳を作成し、厚生年金保険の被保険者資格の取得を届け出た。」と供述していることから申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除について確認できなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人の妻は療養中であることから供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 7 月 1 日まで

株式会社A（現在は、株式会社B）からC株式会社に移る時、株式会社Aの厚生年金保険の資格喪失日がずれている。間をあけずC株式会社に勤務した記憶があるので、厚生年金保険の資格喪失に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、当時の代表取締役及び同僚の供述から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかし、当時の代表取締役は、申立人は非常勤の監査役で週3日の勤務だったと回答し、申立人もこれを認めている上、D保険組合の記録では、申立人は平成元年6月30日に資格取得、7年7月1日に資格喪失、同日から8年7月1日までは健康保険任意継続被保険者となっている。

また、申立人は平成7年\*月\*日の前日に満60歳になり厚生年金保険の受給要件を満たし、同時期に非常勤の監査役に就任したことにより健康保険、厚生年金保険の適用要件を満たさなくなったことから、会社側が資格喪失手続をしたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月31日から同年7月30日まで  
申立期間は、提出した辞令のとおり、A会において、見習及び技手として勤務していた。見習のときから勤務時間は一般職員と同じであり、同会は、当時、厚生年金保険の適用がされていたと聞いていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令により、申立人は申立期間においてA会に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認ができない。

また、申立期間において、社会保険事務所が保管するA会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）に申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番も確認できない。

さらに、A会は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の生存等も不明であることなどから、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料等が無い。

加えて、i) 申立期間において、A会に係る被保険者資格を取得した者15人について記録を調査したが、記録統合が行われていないなどによりいずれも被保険者記録から住所確認ができなかったこと、ii) 申立人が供述をいただける方としていた同僚から、供述はできない旨申立人に対して連絡があったこと、などにより同僚照会ができなかったことから、申立内容の事実を確認できる供述や資料が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月2日から40年7月4日まで  
② 昭和45年1月15日から同年10月30日まで  
③ 昭和45年11月1日から48年11月5日まで  
④ 昭和50年9月20日から51年1月25日まで

申立期間①は有限会社Aに、申立期間②はB株式会社に、申立期間③はC株式会社（商業登記によれば、昭和49年2月にD株式会社に商号変更）に、申立期間④はD株式会社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿に、「有限会社A」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、有限会社Aは既に解散しており、同社の元代表取締役、元取締役及び当時の経理担当者は所在不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、B株式会社は既に適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は所在不明であり、同僚からも申立人の勤務実

態及び保険料控除について供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る事業所別被保険者名簿を、申立期間②について確認したが、申立人の氏名は無く、同名簿の申立期間②において健康保険証の番号欄に欠番も無い。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人が氏名を挙げた同僚二人のうち一人は、申立期間②について氏名は無く、同僚の一人は、試用期間が2か月から3か月あったと思うと供述している。

なお、E公共職業安定所では、B株式会社は申立期間②を含む昭和43年1月から56年3月まで雇用保険の適用事業所であったが、申立人の同社に係る雇用保険加入記録は確認できないとしている。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③及び④については、申立期間③の一部期間の雇用保険被保険者記録並びに申立期間③の申立事業所であるC株式会社及び申立期間④の申立事業所であるD株式会社の元事業主及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するC株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和46年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③の一部は適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するC株式会社及びD株式会社に係る事業所別被保険者名簿を、申立期間③及び④について確認したが、申立人の氏名は無い。

さらに、C株式会社（D株式会社）は既に解散しており、同社の元事業主は当時の書類が無く、申立人の厚生年金保険に係る資格取得日並びに申立期間③及び④に係る保険料控除については不明としている上、同僚からも、申立人の具体的な勤務期間及び保険料控除について供述を得ることはできなかった。

なお、C株式会社の元事業主は、当時は入社後3か月は試用期間なので、社員を厚生年金保険に加入させなかったとしている。

加えて、申立人が申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①は株式会社Aに、申立期間②は株式会社Bに勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されているので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、申立人から提出された昭和 55 年 9 月分の給料支払明細書により、申立人が申立期間である同年 9 月分について厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは既に解散し、元事業主は、当時の労働者名簿及び賃金台帳等はなく、申立人の具体的な勤務期間及び保険料控除については不明としており、同僚照会もできなかった上、申立人から提出された昭和 55 年 9 月 20 日付けの同社の退職に関する証明書には、申立人が同年 9 月 20 日付けをもって同社を退職した旨記載され、申立人の雇用保険加入記録でも、申立人の同社に係る離職年月日は同年 9 月 20 日となっており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できなかった。

また、株式会社Aが加入していたC年金基金では、申立人の同基金に係る資格取得日は昭和 53 年 6 月 5 日、資格喪失日は 55 年 9 月 21 日であるとしており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金被保険者名簿では、申立人の同社に係る資格取得日は昭和 53 年 6 月 5

日、資格喪失日は55年9月21日であるとの記載が確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和55年9月の厚生年金保険料を事業主により同年9月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間①について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された昭和58年4月分の給料計算書により、申立人が申立期間である同年3月分について厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Bは既に解散し、元事業主は、当時の労働者名簿及び賃金台帳等はなく、申立人の具体的な勤務期間及び保険料控除については不明としており、同僚照会もできなかった上、申立人の雇用保険加入記録では、申立人の同社に係る離職年月日は昭和58年3月29日となっており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できなかった。

また、企業年金連合会では、会社名は不明であるが、申立人のE年金基金に係る資格取得日は昭和57年12月21日、資格喪失日は58年3月30日であるとしており、同基金では、株式会社Bは申立期間②当時、同基金に加入していたとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Bに係る事業所別被保険者名簿では、申立人の同社に係る資格取得日は昭和57年12月21日、資格喪失日は58年3月30日であるとの記載が確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間②の後に被保険者記録があるF株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は申立期間②の一部である昭和58年3月30日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和58年3月の厚生年金保険料を事業主により同年4月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間②について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
A株式会社を平成 5 年 8 月 31 日に退社し翌日の 9 月 1 日から株式会社 B に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では A 株式会社の資格喪失日は同年 8 月 31 日となっている。資格喪失日を訂正し、同年 8 月分を被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社を平成 5 年 8 月 31 日に退社したと主張しているところ、同社における申立人の雇用保険被保険者記録によると、離職日は同年 8 月 30 日となっている上、事業主は申立人の勤務状況に関する資料を保管しておらず、同僚からも申立人の同社における勤務期間についての供述を得ることができず、申立人が同年 8 月 31 日まで勤務していたことを確認することができなかった。

また、事業主提出の個人別賃金台帳及び給与の明細に関する資料によると、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 36 年 10 月まで

申立期間は、A（現在は、B）で作業員として働いた。厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の仕事内容についての具体的な説明及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA管内のC所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Bでは、申立期間の申立人の社会保険の適用及び勤務実態の分かる資料は保存されていないとしている上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管するAに係る被保険者名簿によると、同署は申立期間の一部期間（昭和 35 年 10 月 2 日から 36 年 3 月 31 日まで）は適用事業所ではなく、申立期間のうち適用事業所であった期間（33 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間及び 36 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間）に申立人の氏名は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録には、同僚が申立人と一緒に申立期間の一部期間について勤務したとするC所は見当たらない上、同僚が同事業所に勤務したとする期間の社会保険庁のオンライン記録に当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は無い。

なお、D局では、申立期間当時は、「Eに使用される臨時職員等の健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法の適用について」に基

づいて、社会保険の取扱いをしており、Fに採用された臨時職員等は雇用区分（どのような仕事に就くか）により強制適用と任意適用に分けられていたので、申立人の業務内容であれば、任意の適用に属する者であるとしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで A 区の B 株式会社  
に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。2 年間勤務  
していたので厚生年金保険に加入していたと思う。私自身厚生年金保険に  
加入していたかどうか、はっきりしないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の B 株式会社への勤務について、同僚 5 人は覚えていないとして  
いるものの、申立人は当時の勤務状況、同僚との関係等について、具体的  
に供述しており、期間の特定はできないが申立期間中、申立人が当該事業  
所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は厚生年金保険の加入及び保険料の控除については、記  
憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるとしているほか、申立人が主張する入社日より先に入社  
した同僚の中には、入社後、厚生年金保険の資格取得まで数年を要してい  
る者も見られることから、事業主が何らかの事情で入社と同時に厚生年金  
保険に加入させない場合があったことが推認できる。

また、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿に申立期間にお  
ける申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間当時の事業主については、既に死亡していることから  
供述を得ることができない上、このほかに申立内容を確認できる関連資料  
及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 10 月 30 日まで

私は、昭和 46 年 1 月 25 日から 47 年 10 月 30 日まで A 株式会社 B 工場  
でパートタイマーとして勤務していたが、厚生年金保険の記録は勤務  
期間の一部だけとなっているので、申立期間①及び②についても厚生年  
金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②を含め、昭和 46 年 1 月 25 日から 47 年 10  
月 30 日まで A 株式会社 B 工場に勤務していた。」と供述しており、複数の  
同僚の供述からも、期間の特定はできないものの、申立人の同工場での継  
続勤務は推認できる。

しかし、申立人は、当時の A 株式会社 B 工場での勤務について、「朝 9  
時から午後 3 時ころまでの短時間パートタイマーだった。給料は少なく、  
同工場で働くようになって以前と同様に夫の扶養家族扱いであり健康  
保険も夫の勤務先の保険に加入した。」と供述している上、同僚の一人も、  
「申立人は、5 時間から 6 時間勤務のパートタイマーでした。私はフルタ  
イム勤務（勤務時間 7 時間 45 分間）なので入社の際に説明会があり、勤  
務当初から厚生年金保険や健康保険には加入した。所得税等を給与から控  
除されていた記憶もある。」と供述している。

また、A 株式会社は、「入社時の勤務契約の内容が当社の基準を満たし  
ていれば厚生年金保険に加入させます。その後も、勤務が基準を満たせば

厚生年金保険に加入させ、基準を下回れば厚生年金保険から外します。現在、当社の一般社員の勤務は週5日、1日8時間ですので厚生年金保険加入の勤務時間の基準は1日6時間以上としています。当時の対応は不明ですが、法に則った対応は変わりません。」と供述している。

さらに、事業主は、残存するC年金基金の記録と申立人の厚生年金保険の加入期間は一致すると回答している。

加えて、申立人の厚生年金保険加入期間の記録は、社会保険庁のオンライン記録及び被保険者原票の記録共に「昭和46年1月25日から同年2月2日までの期間及び同年4月1日から同年6月1日までの期間」であり、申立期間①及び②に係る厚生年金保険加入の記録は無く、雇用保険の加入記録も無い。

なお、社会保険庁のオンライン記録には、申立期間①及び②の国民年金加入の記録があり、申立人が提出した領収書等から、申立人が自ら国民年金保険料を納付し、国民年金に加入していたことが認められる。

このほか、申立人には申立期間当時に事業主から厚生年金保険料などの社会保険料を控除されていた記憶は無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 29 日から 35 年 3 月ごろまで  
昭和 33 年 7 月から 35 年 3 月ごろまで A 株式会社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から抜けているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、昭和 41 年 \* 月 \* 日株主総会の決議により解散している上、同社の代表取締役は、平成 13 年 \* 月 \* 日に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間において、A 株式会社で厚生年金保険の被保険者で所在が確認された 17 人に照会したところ、12 人から回答があり、このうち二人は申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった上、当時の取締役は、「申立人の資格喪失日は、昭和 34 年 1 月に事業を縮小したときと思う。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 36 年 4 月まで  
社会保険庁の記録では、A 株式会社に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所の被保険者であったことが確認できた者のうち、所在の確認ができた同僚 23 人に照会し 16 人から回答を得て、申立人を記憶している者が二人いることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 11 日から 40 年 8 月 1 日まで  
私は、A 県で初めて勤務した B 株式会社とその後の C 株式会社での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受給した記憶があるが、D 市で勤務した株式会社 E での被保険者期間は脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社及び C 株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金については受給しているが、株式会社 E に係る脱退手当金は受給していないとしているものの、社会保険庁の記録では、3 事業所は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、3 事業所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として支給決定された脱退手当金の支給額は法定支給額と一致する。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人が株式会社 E を退職した約 2 か月後の昭和 40 年 10 月 1 日に支給決定されているほか、支給月数及び支給金額にも誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 29 日から同年 7 月 18 日まで  
平成 12 年 5 月 29 日から同年 7 月 17 日まで、A所属でBとしてCに勤務した。この間の社会保険庁の厚生年金保険の加入記録が無い。調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D会発行の人事異動通知書及びCの回答により、申立人は申立期間にA所属でBとしてCに勤務していたことが確認できる。

しかし、Aは、「Bは任期が2か月と1日以上なければ規約により社会保険に加入できず、申立人も加入基準を達成していないため加入させなかったし、厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所への納入もしていない。」と回答している。

また、Cも「社会保険の加入基準に達していないので加入させなかったし、保険料の控除もしていなかった。」としており、同僚も同様な供述をしている。

さらに、申立人の所持しているA発行の平成12年度の給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額は、平成12年(12年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間)における厚生年金保険加入期間の社会保険料額とほぼ同額となっていることから、申立期間の社会保険料は含まれていないと推認される。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月 26 日から 33 年 2 月 18 日まで  
② 昭和 33 年 11 月 21 日から 40 年 12 月 30 日まで  
③ 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 12 月 26 日まで

社会保険事務所で確認したところ、株式会社A、株式会社B及び株式会社Cに勤めていた期間は脱退手当金として支給されたことになっていたが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無いので、調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立人の脱退手当金は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間を計算の基礎として申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和43年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人からの回答でも請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 5 月から 22 年 7 月まで  
② 昭和 24 年 11 月から 25 年 7 月まで  
③ 昭和 28 年 3 月から 30 年 6 月まで

私は、昭和 20 年 5 月に A 会 B 工場に入社して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では 22 年 7 月に資格を取得したものとなっている。入社時、辞令を受けた記憶があるので、20 年 5 月から 22 年 7 月までの期間についても厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

また、昭和 24 年 10 月ごろに C 駅のそばにある D 株式会社に入社したが、入社時から 25 年 7 月までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

さらに、E 株式会社には昭和 30 年 6 月まで勤務したが、28 年 3 月以降の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間についても厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が昭和 20 年 5 月ごろ、A 会 B 工場に入社し、同事業所が合併により異なる適用事業所となった F 会 G 工場に継続して勤務していたことは、当時の同僚の供述によりうかがえる。

しかしながら、当初入社した A 会 B 工場は、昭和 18 年から 19 年にかけて多くの従業員について、厚生年金保険（19 年 9 月までの期間は労働者年金保険）の資格を喪失させるとともに、以後新規の資格取得の手続を行っていないことが当該事業所の被保険者名簿及び申立人の被保険者台帳により認められる。

一方、昭和 22 年 7 月に合併した F 会 G 工場の被保険者名簿及び申立人の被保険者台帳においては、申立人が A 会 B 工場時代からの先輩及び複数の同僚とともに新規に厚生年金保険の資格を取得しているのが認められる。

この際、当該事業を承継した H 工場及び I プラントの関係者にも照会したが、当時の事業主は既に死亡しているほか、承継事業所の関係者からも具体的な供述は得られなかった。

2 申立期間②について、申立人は疎開先の J 地から帰った後の昭和 24 年 11 月ごろから D 株式会社に入社したと申し立てている。

このことに関連して複数の同僚の供述によると、申立期間②当時、同事業所の事務所に勤務する女子は一人であったとしているところ、昭和 24 年 11 月には申立人の前任者と思われる女性が勤務していたとの供述があった。

また、社会保険事務所が保管する D 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿においては、当該前任者と思われる女性が昭和 25 年 6 月 25 日に厚生年金保険の資格を喪失し、申立人が同年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得しているのが認められる。

さらに、申立人が J 地から帰った後しばらく学校に通い、当該学校の先生の薦めで D 株式会社に就職したことを覚えていることから、就職までにある程度の期間があったことがうかがえる。

3 申立期間③について、申立人が勤務していた D 株式会社は、その被保険者名簿によれば、昭和 26 年 9 月 25 日に適用事業所ではなくなり、同日付けで E 株式会社として継承され、新たに適用事業所となっていることが確認できる。

そして、申立人は当該 E 株式会社の被保険者名簿において同日付けで新たに厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間③に係る昭和 28 年 3 月 25 日に申立人を含め事業主以下 5 人全員について当該資格の喪失処理が行われていることが認められる。

なお、この際の手続が社会保険事務所において同一受付番号で行われたことがうかがえる記録が被保険者名簿に残っていると同時に、当該手続が遡及して処理された形跡もうかがえない。

一方、申立人に係る保険料の控除については、申立人は明細等を持っておらず、この期間に係る同僚にも連絡先が不明のため照会できなかった。

さらに、E株式会社と強い関連があったと思われるK地に現存するL株式会社にも照会したが、当時の状況を知るものは一人も在籍しておらず、当時の事業主は昭和60年ごろ死亡しており、26年ごろ在籍した従業員二人の名前以外、当時の事情は不明であると陳述しており、このほか、保険料控除を確認できる事情等も見当たらなかった。

4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年2月から20年9月まで  
② 昭和23年9月30日から26年6月1日まで  
社会保険庁の記録を確認したところ、昭和16年2月ごろから20年9月ごろまで勤務していたA所の記録が全く無かった。  
また、B所には昭和23年1月1日から26年8月1日まで継続して勤務していたのに、途中の23年9月30日から26年6月1日までの記録が無かった。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A所の同僚の仕事内容等についての詳細を記憶しており、当該事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、社会保険事務所が保管するA所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

また、当該被保険者名簿には申立期間を含む数年にわたり標準報酬月額の変更処理が行われたことが記載されており、申立人が厚生年金保険被保険者として同社に在職していれば、複数年にわたり申立人に係る諸届が社会保険事務所に提出されないこと又は事業主から提出がなされたが社会保険事務所においてこれらを処理しないとは考えにくい。

さらに、当該事業所は既に適用事業所ではないことから、事業所照会を行うことが不可能であり、法務局において商業登記簿謄本が確認できないため、当時の事業主や役員へ申立人の申立期間に係る労働者年金保険(現在は、厚生年金保険)料の控除について供述を得ることはできず、また、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を

確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、当該被保険者名簿から確認できる同僚の所在が不明であるため、供述を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は昭和 23 年 1 月 1 日から 26 年 8 月 1 日まで B 所に継続して勤務しており、申立期間②に係る厚生年金保険の記録が無いことはおかしいと主張している。

しかし、社会保険事務所が保管する B 所の事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、連絡のとれた元取締役によれば、当時の関係書類が残っておらず当時のことは分からないと供述している。

さらに、当該被保険者名簿から確認できる複数の同僚からも申立人に関する供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。